

令和
2年

島根の労働災害

島根県内における令和2年の労働災害発生状況は、休業4日以上 の被災者数が688人と、前年より20人(2.8%)減少し、過去最少となりました。死亡者数は4人となり、前年より2人減少しました。

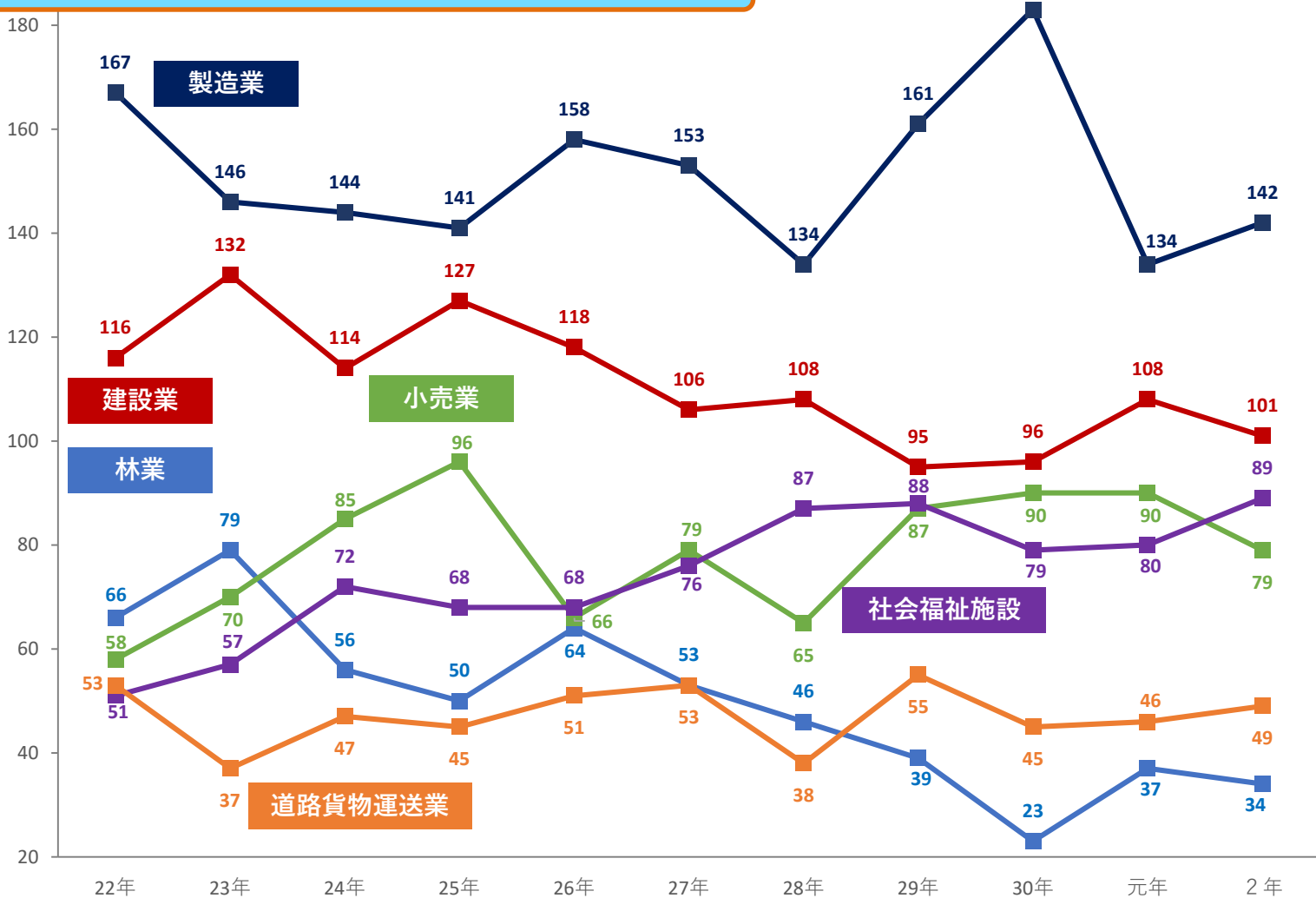
事故の型別では「転倒」が最も多く、167人(全体に占める割合24%)の方が被災されました。また、年齢別では60歳以上が最も多く約30%を占め、50歳以上でみると半数以上を占める状況となっています。

厚生労働省 島根労働局

年別労働災害発生件数の推移



年別業種別労働災害発生件数の推移



業種別・監督署別労働災害発生状況

業 種		全署計						松江署						出雲署						浜田署						益田署						
		元年		2年		増減数	増減率 (%)	元年		2年		増減数	元年		2年		増減数	元年		2年		増減数	元年		2年		増減数	元年		2年		増減数
		死亡	死傷者	死亡	死傷者			死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者	
全産業計(除鉱山法適用)		6	708	4	688	▲20	▲2.8	0	281	2	261	▲20	0	22	0	8	▲14	1	256	1	252	▲4	3	105	1	96	▲9	2	66	0	79	13
製造業	食 料 品	0	34	0	33	▲1	▲2.9	11	12	1	1	0	2	0	▲2	12	13	1	7	6	▲1	1	4	2	▲2	4	2	▲2	2	▲2		
	織 維 ・ 衣 服	0	4	0	3	▲1	▲25.0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	0	▲1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	木 材 ・ 木 製 品	0	14	0	13	▲1	▲7.1	1	2	1	1	0	0	0	0	4	2	▲2	7	6	▲1	1	2	3	1	2	3	1	1			
	家 具 ・ 装 備 品	0	4	0	3	▲1	▲25.0	4	2	▲2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0		
	パルプ・紙・紙加工品・印刷・製本	0	4	1	3	▲1	▲25.0	1	0	▲1	0	0	0	0	0	3	1	▲2	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0		
	化 学	0	10	0	12	2	20.0	4	4	0	0	0	0	0	0	1	3	2	1	1	0	0	4	4	0	0	4	4	0	0		
	窯 業 ・ 土 石	0	8	0	8	0	0.0	2	2	0	0	0	0	0	0	5	5	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	鉄 鋼 ・ 非 鉄	0	9	0	14	5	55.6	3	2	▲1	0	0	0	0	0	4	7	3	1	1	0	0	1	4	3	0	1	4	3	0		
	金 属 製 品	0	10	0	14	4	40.0	3	2	▲1	0	0	0	0	0	5	3	▲2	2	1	▲1	0	0	8	8	0	0	2	2	0		
	機 械 器 具	0	18	0	23	5	27.8	7	6	▲1	0	0	0	0	0	10	14	4	1	1	0	0	0	2	2	0	0	2	2	0		
	そ の 他 の 製 造 業	0	19	0	16	▲3	▲15.8	8	10	2	2	0	0	0	0	5	2	▲3	4	3	▲1	0	2	1	▲1	0	2	1	▲1	0		
小 計		0	134	1	142	8	6.0	0	45	0	43	▲2	0	2	0	0	▲2	0	51	0	52	1	0	25	1	22	▲3	0	13	0	25	12
鉱 業		0	2	0	2	0	0.0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建設業	土 木	1	43	1	29	▲14	▲32.6	9	1	5	▲4	1	0	▲1	15	13	▲2	1	11	6	▲5	0	8	5	▲3	0	8	5	▲3	0		
	木 造 建 築	0	23	0	28	5	21.7	5	6	1	1	1	▲1	8	14	6	6	6	0	4	2	▲2	0	4	2	▲2	0	4	2	▲2		
	そ の 他 の 建 築	1	27	1	27	0	0.0	12	1	11	▲1	1	1	0	12	11	▲1	1	3	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	そ の 他	0	15	0	17	2	13.3	7	4	▲3	0	1	▲1	6	9	3	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0		
小 計		2	108	2	101	▲7	▲6.5	0	33	2	26	▲7	0	4	0	1	▲3	0	41	0	47	6	2	22	0	19	▲3	0	12	0	9	▲3
運交	道 路 貨 物 運 送	2	46	0	49	3	6.5	23	25	2	2	1	▲1	15	13	▲2	1	6	9	3	1	2	2	0	0	2	2	0	0	0		
輸通	そ の 他 の 運 輸	0	9	0	5	▲4	▲44.4	8	3	▲5	0	0	0	1	0	▲1	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0		
林業	伐 木 ・ 搬 出	1	17	0	15	▲2	▲11.8	6	3	▲3	1	1	0	2	4	2	0	2	2	1	9	6	▲3	0	9	6	▲3	0	9	6	▲3	
	造 林 ・ そ の 他 の 林 業	0	20	0	19	▲1	▲5.0	7	7	0	0	2	2	0	3	4	1	9	5	▲4	1	3	2	0	1	3	2	0	0			
	小 計	1	37	0	34	▲3	▲8.1	0	13	0	10	▲3	0	3	0	3	0	5	0	8	3	0	9	0	7	▲2	1	10	0	9	▲1	
第三次産業	小 売 業	0	90	0	79	▲11	▲12.2	34	32	▲2	3	1	▲2	37	31	▲6	10	4	▲6	9	12	3	0	9	12	3	0	9	12	3		
	社 会 福 祉 施 設	0	80	0	89	9	11.3	29	31	2	4	1	▲3	29	41	12	15	13	▲2	7	4	▲3	0	7	4	▲3	0	7	4	▲3		
	飲 食 店	0	16	0	19	3	18.8	6	10	4	1	0	▲1	9	3	▲6	0	3	3	3	1	3	2	0	1	3	2	0	0			
	その他の第三次産業	1	151	1	143	▲8	▲5.3	75	71	▲4	3	2	▲1	1	53	1	46	▲7	16	17	1	7	9	2	0	7	9	2	0	0		
小 計		1	337	1	330	▲7	▲2.1	0	144	0	144	0	0	11	0	4	▲7	1	128	1	121	▲7	0	41	0	37	▲4	0	24	0	28	4
そ の 他		0	35	0	25	▲10	▲28.6	13	8	▲5	1	0	▲1	15	11	▲4	2	2	0	0	5	4	▲1	0	5	4	▲1	0	5	4	▲1	

注1: 休業4日以上、隠岐は松江署の内数。 注2: 増減数と増減率は、前年同月比。

注3: 第三産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。 注4: その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。

死亡災害

労働災害による死亡者は4人となり、前年に比べて2人減少しました。

作業前のリスクアセスメントの実施、その結果に基づきリスクの低減対策の徹底をお願いします。

また、非定常作業時の労働災害防止対策の徹底、高所作業でのフルハーネス型墜落制止用器具の適正使用等の墜落防止対策、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインに基づく対策の徹底をお願いします。

番号	発生月	業 種	発 生 状 況
1	7月	製造業	チップを搬送するエレベータコンベアにチップが詰まり不具合が生じたことから、コンベアを停止し、チップを取り除いていたところ、コンベアが突然動き出し、コンベアとプーリーの間にはさまれたもの。
2	8月	建設業	同僚と2名で倉庫屋根上(鉄骨スレート葺)を覆っている木の枝の除去作業中、外部足場から倉庫屋根上に移動し歩いていたところ、屋根に取り付けていた明かり取り用波板を踏み抜き、約6m下のコンクリート床に墜落したものの。
3	10月	第三産業	斜面において、かかり木を倒すためにハンマーで当該木を叩いたところ、当該木が谷側に倒れた際に他の立木の枝等に衝突したことで当該木の上部が折れ、折れた上部が被災者の後頭部に直撃したものの。
4	12月	建設業	道路の除雪作業のため自宅から除雪ドーザー駐車場所に向かう旨、午前2時30分頃会社に電話連絡後、連絡がとれなくなり、約13時間後に上記の駐車場付近で倒れている被災者が発見されたもの。

事故の型別発生状況

「転倒」は、毎年最も多い事故の型です。その代表的なパターンとしては、「すべる」「つまずく」「踏み外す」があります。

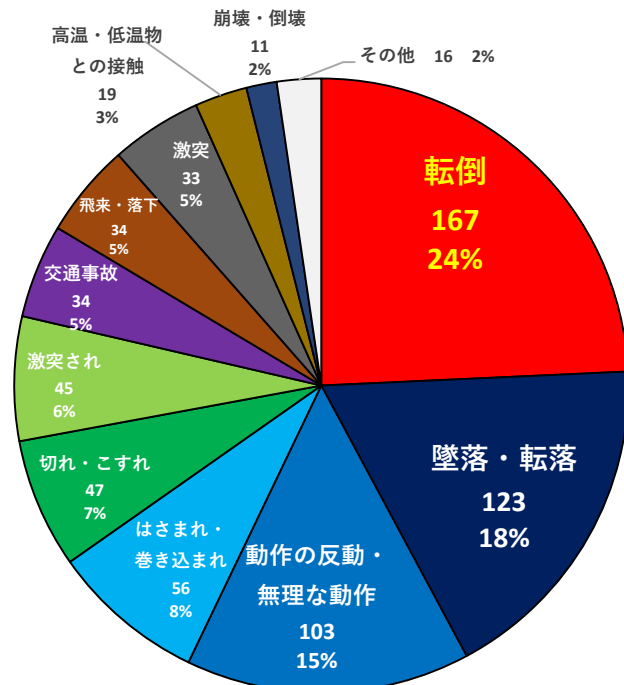
それぞれの原因となる、水分、油分、通路の凸凹、段差等の解消が重要です。(次項「転倒災害の発生状況」もご覧ください。)

「墜落・転落」は、建設業では足場や開口部、運輸交通業では車両の荷台が起因物(原因)となることが多くなっています。

安全に作業できるよう、原則として足場を組み立てる等の方法による作業床の確保、囲い、手すり等の設置を行い、それが困難な場合はフルハーネス型墜落制止用器具の使用等の措置が必要です。

「動作の反動・無理な動作」は、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせた場合などをいいます。

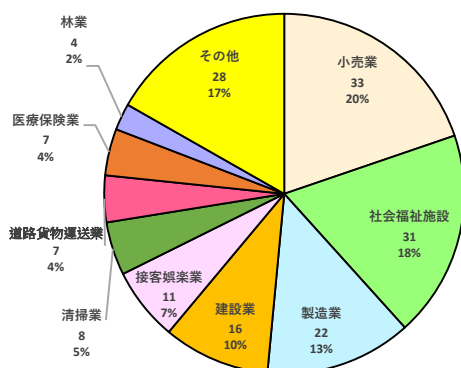
重量物取り扱い作業の自動化や各種器具の使用による省力化などが重要です。



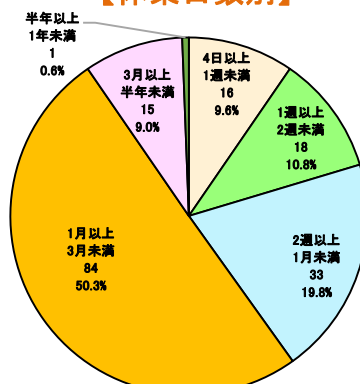
転倒災害の発生状況

転倒災害は業種を問わず発生しています。1年間で100人の方が1か月以上の休業を余儀なくされており、60歳以上の高齢者が40%以上を占めています。

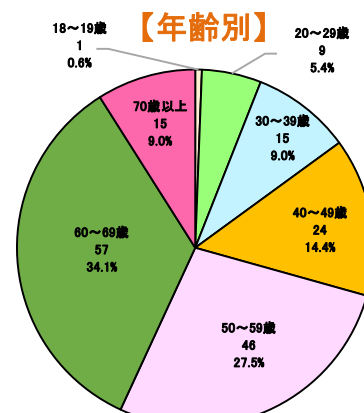
【業種別】



【休業日数別】



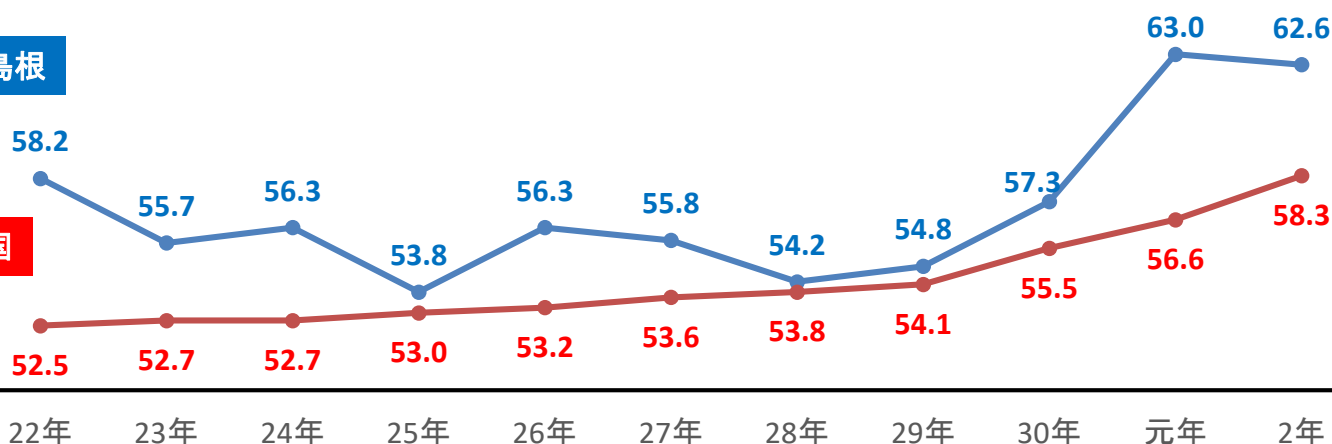
【年齢別】



定期健康診断有所見率の推移

県内の労働者の有所見率は依然として全国より高い傾向が続いています。

島根



職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。



～取組の5つのポイント～

実施できていれば ☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

【島根産業保健総合支援センターのご案内】

産業保健に関する様々な問題（メンタルヘルス対策、化学物質対策、治療と仕事の両立支援等）について、専門スタッフが相談に応じ解決方法等を助言しているほか、産業保健スタッフ向けの研修の実施や研修講師の紹介等の支援を行っています。
また、地域窓口では、労働者数50人未満の事業場を対象に、健康診断結果を踏まえた医師からの意見聴取等のほか、長時間労働者に対する面接指導等も実施しています。
詳しくは<http://shimanes.johas.go.jp>

◇ STOP!転倒災害プロジェクト

島根県内の労働災害の4件に1件は転倒災害が占めている状況です。全国安全週間の準備月間である6月は、「STOP!転倒災害プロジェクト」の重点取組期間となっています。転倒災害防止のために職場環境の改善に向けて取り組みましょう。



◇ 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

島根県内の労働災害を年齢別にみると、60歳以上が最も多く約30%を占めており、50歳以上では約52%と半数を超える状況となっています。高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実現可能な労働災害防止対策を取り組みましょう。



◇ 治療と仕事の両立支援

病気を抱える労働者が、適切な治療を受けながら安心して生き生きと働き続けられる社会を目指し、県、医療機関、労使団体、労働局等からなる「島根県地域両立支援推進チーム」では、一丸となって病気の治療と仕事の両立に悩む患者さんを支援する取組を促進しています。

